

田辺市人権尊重のまちづくり条例（仮称：骨子案）

1 条例検討の契機

（1）これまでの田辺市の取組

田辺市では、あらゆる差別の解決に向けて、一人ひとりの尊厳と、人権尊重の精神が脈打つ人権施策を、着実に実施している。

（2）新たな人権課題の顕在化

国内の人権をめぐる状況をみると、女性や子ども、高齢者、障害のある人に対する人権侵害など、依然として多くの課題が残されており、今なお、人権が守られない・尊重されない・無視をされる・脅かされるといった悪質な事象が多く発生している。

近年では、インターネット上での悪質な書き込みや、特定の地域を同和地区と晒す人権侵害、災害時等におけるデマ情報の流布、外国人に対する不当な差別的言動など、新たな問題が発生し、多くの人々を傷つけ、安全で安心な暮らしを脅かしている。

（3）近年の人権に関する法律の動き

平成 28 年度に、「人権三法」が相次いで施行され、地方公共団体の責務として「地域の実情に応じた」施策を講ずることになる。

・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」

平成 28 年 4 月 1 日施行

・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」

平成 28 年 6 月 3 日施行

・「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」

平成 28 年 12 月 16 日施行

（4）機運の高まり

平成 31 年 3 月の第 5 回田辺市人権教育啓発推進懇話会において、「市民と行政の協働により、田辺市の実情に応じた、田辺市にふさわしい基本方針が出来上がり、人権に対する市民の機運の高まりを感じる中で、今こそ人権尊重条例を制定しては」との提案がある。

2 条例の目的・方向性

目的 「息をするように、人権を尊重することが、当たり前のような状態となり、一人ひとりが大切にされるまちをつくること」

方向性

田辺市総合計画の基本理念である「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」を最も重要な政策として今後も進めつつ、人権条例を制定し、人権の尊重をより強固にすることで、田辺市民憲章に掲げる「理想とするまち」につなげていく。

- ・自治と福祉のこころにあふれたまち
- ・一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまち

3 条例の対象範囲

「人権全般」を対象とし、理念や施策の方向性を条例に位置付け
「特定の分野」を対象とする施策の詳細は、「田辺市人権施策基本方針改定版」等に位置付け

4 条例の骨子案

前文

- ・田辺市におけるこれまでの人権施策の取組
- ・新たな人権問題の顕在化
- ・あらゆる人権問題の解決に向けて、人権尊重の理念の普遍化をより一層推進
- ・すべての市民が差別を受けることなく、個人として尊重され、いきいきと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進
- ・当地方「熊野」は、古来より、全ての人をあたたく、おもてなしする心や寛容さがあり、田辺市民としての誇りをもって、すべての人が大切にされる、住みよいまちにするとの決意を表し、これを次世代へつなぐため、人権尊重のまちづくり条例を制定する。

総則

(1) 目的

- ・あらゆる人権侵害や不当な差別、偏見がなく、「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」をめざす。
- ・市と市民等の役割を明らかにするとともに、人権を尊重する意識の高揚を図る。
- ・人権に関する施策を総合的に推進し、すべての人の人権が尊重される豊かなまちづくりを実現すること。

(2) 定義

・あらゆる人権問題（人権全般）

田辺市人権施策基本方針改定版にある 19 の人権課題について触れる。

・不当な差別

生まれた所や住んでいる所、性別、年齢、障害の有無、性的指向、性自認、国籍等により、経済的・社会的・文化的関係において、科学的・合理的な理由もなく不平等な取り扱いをすること。

人権尊重のまちづくりの推進

(1) 基本理念

(2) 市の責務

- ・市は、人権尊重の精神をより確かなものとするため、市民の主体性を大切にし、行政のすべての分野において、人権施策を積極的かつ計画的に推進する。
- ・市は、人権施策の推進にあたっては、国・県・周辺市町村と連携する。
- ・市は、人権に関わりが深い団体等との連携を密にし、人権教育・啓発に関する情報の提供や交換を行う。

(3) 市民の役割

- ・市民は、人権問題は、自らの問題であると認識し、自主的、主体的に、「考え」「学び」「行動」できるように努める。
- ・市民は、家庭、学校、地域・職場等あらゆる場や機会において、お互いに人権を尊重しあい、明るく平和なまちづくりに努める。
- ・市民は、あらゆる人権問題の解決に向け、市が実施する施策に協力するように努める。

(4) 事業者の役割

- ・事業者は、顧客や雇用者の人権を尊重するとともに、あらゆる人権問題の解決に向け市が実施する施策に協力するように努める。

(5) 人権施策の推進

- ・市は、本条例の目的及び基本理念に基づき、あらゆる人権問題の解決を図るための施策を推進する。

(6) 人権教育及び人権啓発活動の実施

(7) 相談・支援体制の充実

(8) 委任

この条例で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(1) 施行期日、公布の日